

仙台北地区福祉有償運送市町村共同運営協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町及び大衡村（以下「市町村」という。）における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき行われる福祉有償運送について、その必要性及び課題並びに利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、仙台北地区福祉有償運送市町村共同運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の設置と主宰)

第2条 協議会は、市町村が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO等による法第79条の規定による登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。以下「法第79条の規定による登録等」という。）の申請内容に関すること。
- (2) NPO等が実施する福祉有償運送事業における課題と問題に関すること。
- (3) NPO等が実施する福祉有償運送事業の適正実施に関すること。
- (4) その他協議会を共同で設置している市町村が必要と認めること。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、市町村が別に定める順で担当し、福祉有償運送担当課が庶務を処理するものとし、任期は1年間とする。

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 市町村毎に選任され、事務局が委嘱する委員
 - ア 住民の代表
 - イ 市町村職員
- (2) 協議会全体として選任され、事務局が委嘱する委員
 - ア タクシー事業者の代表
 - イ 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局職員
 - ウ 宮城県職員
 - エ NPO等の代表
 - オ タクシー事業者の運転者が組織する団体の代表

(役員等)

第6条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、法第79条の規定による登録等の申請が予定されているNPO等（以下「申請NPO等」という。）の所在市町村の住民の代表を充て、会議の議長となる。
- 3 副座長は、座長の指名した者をもって充て、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 第4条の規定により事務局を担当する市町村の長（以下「事務局市町村長」という。）は、必要に応じ構成員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を防げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、事務局市町村長が招集する。

2 協議会の会議は、申請NPO等の利用者が居住する市町村の第5条第1号に規定する委員及び同条第2号に規定する委員で構成し、当該委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、座長を除く出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は座長が決定する。この場合において、第5条第2号エの委員は、自らが行う福祉有償運送事業の可否の議決には加わることができない。

4 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、第5条第2号に掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

5 委員は、あらかじめ書面をもって、座長に、合議及び表決を委任することができる。

6 協議会の会議及び会議録は原則として公開する。

(開催)

第9条 協議会は、次の場合に開催する。

(1) 法第79条の規定による登録等の申請が予定されているとき。

(2) 重大な事故等、問題が発生したとき。

(3) その他福祉有償運送事業の適正実施に必要があるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局市町村長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月12日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に招集された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 この要綱の施行後、最初に事務局を担当する市町村の任期は、第4条の規定に関わらず平成18年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行し、改正後の仙台北地区福祉有償運送市町村共同運営協議会設置要綱の規定は、平成28年10月10日から適用する。